

農用地等貸付希望申出書

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530番地
公益財団法人 三重県農林水産支援センター 理事長 様

私は、下記の農用地等を農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に定める農地中間管理事業のために貴センターに貸し付けたく申込みます。

令和 2 年 10 月 1 日

住所	〒 515 — 2316 松阪市嬉野川北町530番地	
申込者 氏名	ふりがな しえん たろう 支援 太郎	(大正・昭和・平成・令和) 30 年 1 月 1 日生 (65) 歳
連絡先	電話 0598 - 48 - 1228	携帯電話 090 - 0000 - 0000

1、貸付を希望する農用地等 : 別紙のとおり

2、貸付希望条件等(該当する番号に○印してください)

・貸付期間	1. 10年未満(年) <input checked="" type="radio"/> 2. 10年以上15年未満(年) 3. 15年以上(年)
・賃料	1. 無償でよい <input checked="" type="radio"/> 2. 有償(具体的な希望がある場合 → _____ 円/10a) 3. 物納の場合 別紙の備考欄に「物納」とお書きください
・農地利用	1. 今の形状のまま利用してほしい <input checked="" type="radio"/> 2. 農地の利用方法に制約はつけない
・その他(具体的なことがあれば、下記にご記入ください。)	

3、申込にあたり、ご了解いただきたい事項

- ① 本申出書の提出により、記載の農用地等について、当センターの農地中間管理事業による農地中間管理権の取得が決定されたものではありません。また、当センターが農地中間管理権を取得するまでの間は、自ら管理していただきます。
- ② 本申込書に記載の情報は、農地中間管理事業実施のため、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることがあります。
- ③ 農地中間管理権を設定した農地を貸し出すにあたっては、当センターが貸し付け先を決定します。
- ④ 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。なお、当該事業計画の具体化が見込まれる際には、その事業内容や留意事項等について改めて説明が行われます。
- ⑤ 農地中間管理権設定後2年間を経過してもなお貸付先が決まらなかった場合、当センターは賃貸借又は使用貸借を解除することとなります。
- ⑥ 農地中間管理権を取得した農地にかかわる共有施設の共同管理について、当センターは関わりません。

(別紙)

貸付希望農地一覧

No.	所在地 (大字、字、地番)	地目	面積 (㎡)	農用地の種類	所有者	耕作者	基盤整備		賦課金 支払有無	担保の 有無	農振地 域該当	備考
							整備	未整備				
	嬉野字新田2014	田	2,004㎡	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ()	支援 太郎	支援 太郎	昭和 60年		有り	無し	○	
	所有者 支援 太郎	登記 田	登記 2,004㎡									
	嬉野字水口2020	田	993㎡	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ()	支援 太郎 他1名	支援 太郎		○	無し	無し	○	
	所有者 支援 太郎 他1名	登記 畑	登記 880㎡									
	所有者	現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ()								
	所有者	登記	登記	4 その他 ()								
	所有者	現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ()								
	所有者	登記	登記	()								
	所有者	現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ()								
	所有者	登記	登記	()								
	所有者	現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ()								
	所有者	登記	登記	()								
	所有者	現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ()								
	所有者	登記	登記	()								

現況の地目と登記簿上の地目の記入をお願いします。

担保権(質権、抵当権、根抵当権)の有無。

可能な限り土地所在地がわかる圃場図又は略図等を添付してください。